

使途等報告書について

1. 使途報告が必要な政党の支部

以下のいずれかに該当する政党の支部は、支部政党交付金に関する会計帳簿を備え、前年分の使途等報告書（支部報告書）を提出しなければならない。

- ①前年に支部政党交付金の支給を受けた支部
- ②前年に支部政党交付金による支出をした支部
- ③前年１２月３１日現在において、支部政党交付金により積み立てた支部基金の残高を有する支部

※ 支部政党交付金（政党助成法第１４条第２項）

政党の本部から支部に対して支給される金銭等で、国から交付された政党交付金を充て又は政党基金を取り崩して充てるものをいい、政党の支部から他の支部に対して支給される金銭等で支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるものを含む。

※ 支部基金（政党助成法第１４条第２項）

政党支部において、特定の目的のために支部政党交付金を積み立てたものであり、これに係る果実を含む。

2. 使途報告の方法

- ① １．の支部の会計責任者は、２月末日までに政党交付金の交付を受けた政党（本部）に使途報告書を提出しなければならない。
- ②①の支部の会計責任者は、①による提出後、１週間以内に都道府県選挙管理委員会に対して、使途等報告書を提出しなければならない。
- ③①により使途報告書の提出を受けた政党の会計責任者は、３月末日までに、当該政党の使途等報告書とあわせて、①により提出をうけた使途報告書を総務大臣へ提出する。

3. 令和６年分の提出について

- ① １４団体から提出あり
- ②総務大臣による使途報告書の要旨の公表にあわせ、都道府県選挙管理委員会は、当該公表の日から５年間、報告書を保存し、閲覧に供する。

4. 令和6年解散分の提出について

① 1団体から提出あり

②総務大臣による使途報告書の要旨の公表にあわせ、都道府県選挙管理委員会は、当該公表の日から5年間、報告書を保存し、閲覧に供する。

5. 令和7年解散分の提出について

① 1団体から提出あり

②総務大臣による使途報告書の要旨の公表にあわせ、都道府県選挙管理委員会は、当該公表の日から5年間、報告書を保存し、閲覧に供する。